

土木森林環境委員会会議録

日時 令和8年3月23日（月） 開会時間 午後3時00分
閉会時間 午後4時38分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄
副委員長 石原 政信
委員 河西 敏郎 山田 一功 臼井 友基 望月 大輔
古屋 雅夫 菅野 幹子 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 齊藤 武彦 森林環境部理事 小澤 浩
森林環境部次長（森林環境政策課長事務取扱） 渡邊 文昭

議題（付託案件）

第66号 令和7年度山梨県一般会計補正予算第13号第1条第2項歳出各款、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 午後3時00分から午後4時38分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第66号 令和7年度山梨県一般会計補正予算第13号第1条第2項歳出各款、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

質疑

（弁護士費用について）

石原副委員長 課別説明書、森2ページの県有地賃料改定等対策事業費についてお伺いさせていただきます。

追加提案のあった弁護士費用について、まずは経済的利益などを含め、その具体的な積算方法についてお伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 今回の弁護士費用は、議会の付帯決議を受けて、令和3年4月に策定しました訴

訟代理人弁護士を選任及び報酬に関する指針に基づき算出をしております。具体的に申し上げますと、得られる経済的利益の額に、旧日弁連報酬基準に定められた率をかけた上で、これに報酬基準に同じく定められた一定額を足して算出をいたします。

まず今回、富士急行は、損害賠償請求と承諾料に関する仮処分の申立ての2つの請求・申立てを行っております。それぞれの経済的利益の額は、損害賠償請求額が10億200万円、仮処分申立てに係る利益額は6,100万円余となります。

1つ目の損害賠償請求の着手金は、経済的利益の額10億200万円に2%をかけてまして、これに定額の369万円を加えた上で、消費税を入れて約2,600万円となります。

2つ目の申立てであります仮処分の着手金につきましては、経済的利益の額6,100万円余に3%をかけてまして、これに同じく定められた定額69万円を加えた上で消費税を入れます。さらに仮処分の場合は、訴訟の場合の3分の2とされておりますので、その額は160万円余となります。

この2つの着手金を合計しますと、約2,800万円となりますが、委任予定の弁護士と協議をしまして、報酬基準どおりの算定を1,100万円下回る約1,700万円に減額をいただいた上で、補正予算案としてお願いしております。

次に、成功報酬についてでございますが、同じく経済的利益を最大で10億200万円としまして、これに日弁連報酬基準で定められた4%をかけてまして、同じく一定額738万円を加えた金額を算出し、さらに消費税を加えますと約5,200万円となります。これに着手金の交渉で減額した金額などを、成功した場合に限りお支払いするものとして、最大6,200万円余を債務負担行為として計上しております。

石原副委員長 2,800万円が1,700万円までということで、その辺の数字のこともよく理解することができました。

では次に、今回の損害賠償請求の代理人については、保全異議と同様に、シティユーワへ委任するのか、改めてお伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 委員御指摘のとおり、今回の損害賠償請求等への対応は、先般申立てをいたしました保全異議と密接に関係することから、シティユーワ法律事務所へ委任することといたしております。

石原副委員長 最後に、シティユーワに委任するということであれば、3月5日に可決された弁護士費用の中で対応することができないのか、お伺いいたします。

渡邊森林環境部次長 訴訟代理人弁護士を選任及び報酬に関する指針におきましては、「事件ごとに委任契約を作成し」とされております。今般の損害賠償請求は、保全異議や民事調停とは、裁判所において別事件として扱われることから、現契約に基づく弁護士費用の中で、委任業務に含めることは困難であります。

また、富士急行が損害を受けたと主張する金額の一つ一つについて、富士急行の別荘地事業との関連性や、県の行為との因果関係などを精査する必要があります。こうし

た業務には、相当な労力と時間が必要となりまして、保全異議や民事調停とは別の人件費コストが生じることから、別途、契約を締結する必要があると考えております。

石原副委員長 本来であれば、話し合いで解決することが望まれることであると思いますが、訴訟を提起する権利は誰もが等しく有する権利であることから、法廷での決着にならざるを得ないことは理解できました。

また、弁護士費用についても、指針に基づき積算され、さらには交渉により減額されたということも十分分かりました。この問題をなるべく早期に解決し、県有地を有効活用することにより、県民の暮らしの支えとなることを願って質問を終わります。

ありがとうございました。

（承諾料について）

飯島（修）委員 事前に配付された森林環境部の説明資料について、質問させていただきたいと思えます。

県が請求した承諾料は、最大約1,700万円とありますけれども、いつからいつまでの、何件を対象にしたものか、転貸とか増築など内容が違うと思いますが、含めてお伺いします。

渡邊森林環境部次長 1,700万円につきましては、令和6年2月から承諾を保留しているため、その時点から富士急行が仮処分命令申立てをした範囲の対象となる61件の承諾料につきまして算定をした金額となっております。

飯島（修）委員 令和6年2月から61件ということで御答弁いただきました。

いつまでか、それから転貸と増改築の内容、転貸は何件、増改築は何件というのを、答弁漏れがあったようですが、お願いできますか。

渡邊森林環境部次長 まず、61件の内容につきましては、転貸が49件、新築の承諾にかかるものが5件、増改築にかかるものが7件、計61件でございます。

期間は、令和8年2月13日までの承諾の申請に対するものでございます。

飯島（修）委員 いつからいつまでということ、それから61件の内訳が分かりました。ありがとうございます。

それでは、その61件について、約1,700万円の承諾料の積算根拠はどんなものか、例えば、転貸の場合は、こういう計算で承諾料が算出されていますという形で説明してください。

渡邊森林環境部次長 転貸の場合は、土地価格に借地権割合を乗じまして、その10%として算出しております。新築、増改築につきましては、建物が建っている土地の更地価格に、大規模な新築・増改築に関しましては3%、小規模な増改築につきましては1%として計算をしているところでございます。

飯島（修）委員 細かい約束事があるというか、計算式があるというのは認識しました。
例えば、1,000平米の別荘地だった場合にはいくらになるのか。

大久保委員長 お答えは出ますでしょうか。

渡邊森林環境部次長 少々お待ちください。

山田委員 飯島委員の言った1,700万円というのは、ここに載っている補正の金額でしょうか。ここには載っていないですよ。それと問題の10億円はまた違いますよね。そこをちょっと整理しないと、我々が対象としている内容かどうかについてもちょっと疑義があるかなと思って。

飯島（修）委員 この資料に基づいて質問しています。

大久保委員長 1,700万円に関して記載されていますか。

飯島（修）委員 この説明資料の4ページにあるでしょう、最大約1,700万円。ここから始まっています。よく皆さん資料を確認してください。お願いします。

大久保委員長 お答えは出ますでしょうか。

渡邊森林環境部次長 61件の承諾の具体的な算定ということで、1,000平米の別荘地の転貸であった場合、土地価格につきましては、平米単価1万2,600円で算定をしております。1,000平米ですので、それに借地権割合が40%、転貸承諾料は10%ということにしていますので、計算しますと50万4,000円となります。

（承諾料の提示時期について）

飯島（修）委員 次に行きます。

県は富士急行に対してこれまでに承諾料の額を提示していますか。しているとしたら、いつ提示したのかをお伺いします。

渡邊森林環境部次長 承諾料の額について提示しているものではありません。承諾料の算定方法について、今申し上げましたような、土地価格に対する借地権割合の10%といった算定方法について、令和6年3月5日に提示させていただきました。

飯島（修）委員 そうすると、今お答えいただいたように、富士急行には承諾料の額そのものは今まで提示したことがないと。算定方法を令和6年3月5日に提示しているということですのでよろしいですね。

次に行きます。

5ページにこれまでの取組、経過等とある年表みたいなのがついているのですが、承諾料の支払いを条件とする通知を令和6年1月23日にしてあるとしています。ところが、資料3ページでは、県は裁判所の下で民事調停という話合いの枠組みの中で承諾料を求めてきたとしています。ただし、実質的に民事調停がスタートするのは、東京簡易裁判所や甲府地方裁判所など、時間がかかっている、甲府地裁に移送が決定した令和7年4月以降でありまして、そうすると令和6年1月23日には調整がとれていないので、この説明は誤りじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

渡邊森林環境部次長 令和6年1月23日に承諾料の支払いを条件とする旨を相手方に伝えましたのは、令和5年8月の東京高裁判決を受けまして、その後の賃料等の交渉をするということで、令和6年1月23日に今後は承諾料をいただきたい旨の申し出を任意交渉の中でさせていただきました。その後、承諾料に関して交渉を進め、富士急行の求めもありまして、民事調停を申し立てるため、令和6年9月議会にお諮りをし、令和6年10月30日に民事調停を申し立てたところでありまして、民事調停の申立て事項の中には、今後の承諾料に関することも調停事項としていますので、調停の中で承諾料に関して話合いを継続中であるという表現を、資料の3ページでさせていただいているところでありまして。

飯島（修）委員 今整理すると、1月23日は単に通知をしたと。その後に枠組みの中で承諾料を求めたと。再確認ですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

渡邊森林環境部次長 委員の御指摘のとおりでございます。

（承諾の条件について）

飯島（修）委員 今日の本会議でも知事の答弁とかありますが、承諾料については、社会通念上普通だということも分かります。ですが、合意というのが相対しているわけですから、私は合意が大事だと思うんですね。承諾料について合意を求めることもなく、支払い義務を認めれば承諾を行うという、一方的に通告して承諾申請を止めるというのは、話合いではなくて、権利の濫用であると、これが仮処分判決で示されたことと私は認識しています。

繰り返しますと、商慣習があつて承諾料支払いがあるのは分かります。しかし、商慣習があるから認めろということではなくて、合意形成がなければ、相対する契約でありますから、これは支払い義務を認めさせるという、誠意ある話合いではなくて、強制だと思えます。そう思いませんか。

渡邊森林環境部次長 これまでも申し上げましたとおり、承諾料の支払いは、ごく一般的な商慣習であります。その商慣習に基づきまして、県は今後、承諾料をいただきたいということで、ただし、金額については今後交渉していくこととして、最大限配慮し、先方に申し上げたところでありまして。

先日の仮処分決定におきましては、そこが権利濫用ということでありましてけれども、仮処分決定に対しましては、通常の仮処分の手続として、それに異議があれば、当然異

議申し立てをすることができるとされております。また、先日の仮処分決定におきましては、今後の承諾料について、恒久的に無条件で承諾料を得られないと是認しているものではない、今後の承諾料徴収については否定しているわけではないということでありました。どういう行為があつて、承諾料が認められるかというところは、先日の仮処分決定においては、権利の濫用とされましたが、そこは、保全異議の中で、これまで県が丁寧に、相手方が承諾料の支払い義務のみ認めれば、交渉が継続している間、承諾は速やかにしますと伝えて交渉してきたことが、権利濫用に当たるのかという点については、保全異議でしっかり主張していきたいと考えております。

飯島（修）委員 お聞きになっている方は、大体、商慣習と権利の濫用ということがよく理解できているのではないかと思います。

次に行きます。

（富士急行以外の借地について）

1 ページの承諾料について、富士急行以外の借地の方々からは、支払いに関して合意いただいていますと。この合意いただいている対象、借地人というのは何件あるのでしょうか。

渡邊森林環境部次長 借地権譲渡に係る承諾料を5件、転貸に係る承諾料を2件徴収しております。それから、別荘事業を行う借地人との間で、今後、転貸や建物増改築承諾料を徴収することについて、2者の借地人から合意書をいただいております。この合意書といいますのは、別荘地に係ることですから、富士急行に提示した合意書と同条件の承諾料支払い義務を認めるのであれば、交渉が継続している間、承諾はしますという合意書を締結しています。承諾料の支払い義務については認めていただいております。また、建物増改築につきまして、1件でございますけれども、今後、承諾料を徴収することについて、同じ条件で合意書を締結していただいております。建物増改築につきまして、直ちに承諾料をいただけないのは、富士急行との間で、建物の増改築については、どういった率でいただくのかということを交渉中でありますので、それと同じく建物増改築については、1件、合意書を締結しております。

飯島（修）委員 確認ですけれども、承諾料というのは、8件あるということですか。

渡邊森林環境部次長 承諾料につきましては、借地権譲渡と転貸を合わせまして7件でございます。

もう1件、承諾に関して交渉を進めていまして、3月末、承諾予定のものがございませう。その件につきましては、承諾料をいただくことになっていまして、承諾料を徴収した実績ということでございましたので、7件とお答えしましたが、確実な予定を含めまして8件ということになります。

飯島（修）委員 同じく1ページの支払いに関して合意をという記載ですけれども、具体的にこの支払いに関して合意というのはどういうことですか。相手方によってその合意の仕方が違う

かもしれないし、この支払いに関しての合意というのは、具体的にどういうことなのか、説明をお願いします。

渡邊森林環境部次長 この資料の1ページで、支払いに関して合意をいただいているという表現としたことについてであります。ただいま申し上げました、今後の予定を含めると8件については、承諾料について合意をした上で承諾料をお支払いいただいております。また、今後いただくこととなります。

承諾料は今はいたかないけれども、別荘地、それから建物の増改築承諾につきましては、承諾料の支払い義務は認めた上で金額については交渉ということになっていますので、支払い義務については合意をいただいておりますから、これらを合わせまして合意をいただいているという表現で記載させていただいております。

飯島（修）委員 細かく説明していただいております。

それらの7件の承諾料はいくらでしょうか。

渡邊森林環境部次長 承諾料につきましては、面積によってもそれぞれ違うものですから、一概に金額でどうかということではないと存じますけれども、承諾料をいただいたものと言いますと、清里の学校寮が大体2ヘクタール前後の土地でございますけれども、借地権の譲渡について、150万円から160万円いただいております。

また、北杜市内の旧保養施設につきましては、借地権の譲渡に関しまして180万円いただいております。

これはいずれにしてもその土地の金額に対して、借地権割合を乗じて、10%、0.1をかけるという意味では、共通した計算式で徴収をいたしております。

（合意書の締結年月日について）

飯島（修）委員 次にいきます。

その合意書の締結は何年何月何日、いつ締結が行われたのかお伺いします。

渡邊森林環境部次長 別荘地に関しまして、合意書を2件徴しているということを申し上げましたけれども、いずれも令和7年3月31日付で合意書をいただいております。

また、建物増改築1件について合意書を徴したところですが、この承諾申請があった際に、令和7年4月25日付で合意書を締結したところがございます。

（調停の申立て先裁判所について）

飯島（修）委員 次にいきます。

東京簡易裁判所、あるいは甲府地裁と色々な行き来があったと記録にあったのですが、富士急行との賃貸借契約書には裁判管轄についてはどのように書かれているのか教えてください。契約書の条文番号とか条文名とかあると思います。あと、条文の内容を読み上げて説明をしていただきたいと思います。

渡邊森林環境部次長 今、契約書自体がございませんが、契約書の中で裁判管轄は、原告の所在地を管轄する裁判所ということとされておりました。

飯島（修）委員 そうしますと、契約書は存在しないけど、原告の所在地、いわゆる甲府地方裁判所ということで間違いないですか。

渡邊森林環境部次長 もう一度趣旨を説明いただけるとありがたいです。

飯島（修）委員 富士急行との賃貸借契約書というのがあると思うんですね。その中に裁判管轄についてどのように書かれているのか教えてください。

契約書を取り交わしていれば、契約書の条文番号とか条文名というのは多分あると思うんですね。そして条文の内容を読み上げてくださいというお願いをしたところですよ。

ところが契約書は交わしていないと。交わしていないけど、原告の所在地を管轄する裁判所という約束があるみたいな答弁をいただいたので、甲府地方裁判所だなというふうに私は解釈しましたが、それが間違っていないかと申し上げました。

山田委員 私たちに今日与えられた議決事項は、富士急行側から10億円の損害賠償事件を起こされたことに対して、この予算を計上している1,700万円余を認めるかどうかについてであって、今日その議論は前の委員会かどこかでやる必要があったことで、我々の今日の守備範囲について、委員長、もうちょっと整理をしてもらう必要があるんじゃないかと。

この議論は、もう一段階前の話、以前の65号議案のときの案件であって、今回は新たに提訴されたのだから、このものについて我々は議論をしていく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

整理をお願いします。

大久保委員長 委員各位に申し上げます。
議案に関する内容に関する質疑をお願いいたします。

飯島（修）委員 冒頭、私、これを皆さんに見せましたでしょう。今回の66号議案のために当局が作ってくれたんですよ。これに関して質問しているから。前の案件だと言われることが逆にとんちんかんです。おかしいですよ。だって、これに関して質問しているんですから。これは何のために作ったか、当局に聞いてください。66号議案のためですよ。13号ですよ。それを質問していて、前のものだと言うのは逆におかしくないですか。

時間が無駄だから、質問させてください。

今の契約書の裁判管轄についてもう1回お願いします。

渡邊森林環境部次長 契約書を交わしていないということではなくて、手元になかったことから記憶で申し上げたところですけども、賃貸借契約書の23条で、甲、すなわち山梨県の住所地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とするという規定がございます。

飯島（修）委員 その中に甲府地方裁判所と書かれているというのを聞きました。

それで、民事調停法第24条によると、甲府地方裁判所に調停の申立てを行うのが正しいやり方だと、こういうふうに私も思います。

県が令和6年10月に東京簡易裁判所に申立てを提出されて却下されて、今度は東京地裁に抗告申立てをするけれども、これも却下され、甲府地裁に移送されたと聞いています。5ページに令和6年10月30日、東京簡易裁判所へ調停申立書を提出、一番下に管轄の決定に5か月要したとありますよね。これは、さっき説明もありましたけれども、甲府地方裁判所になっているのにもかかわらず、民事調停法第24条によらずに、東京簡易裁判所に県が手法を誤って出したために、5か月間かかったということだと思いますよ。これ、誠意ある話どころか、5か月間も時間を恣意的に遅らせていたんじゃないかと、こういう見方もあるんですけれども、どう思いますか。

渡邊森林環境部次長 令和6年10月30日に、東京簡易裁判所のほうに申立てを行ったということでございますが、これは、富士急行の別荘地を借りている転借人の多くが東京に在住していることから、調停への参加がしやすいという観点でございます。あと、双方の代理人の事務所が東京にあることから、期日を決める際にも甲府ですと様々な制約がありますので、そういった意味で東京簡易裁判所のほうが速やかに進められるだろうという意図で申し立てたものであります。民事調停法の規定によりまして、弁護士と相談して決めたものであります。東京簡易裁判所への申立てが不適法ということではなく、双方の申立てを聞いた上で、東京簡易裁判所が甲府地裁への移送を決定したということであり

飯島（修）委員 5ページの管轄の決定に約5か月を要したと、その上の理由を今披露してもらって、私もそれを読んでいきますから分かります。

ただ、その前の質問で、裁判管轄は甲府地方裁判所となっているのにも関わらず、東京地方簡易裁判所に、県のほうで提出した手法は間違ったというのは事実だと思います。

（賃料及び不動産鑑定書の提示時期について）

次にいきます。

今回、損害賠償請求訴訟を起こされ、当然控訴はしなければならないと思います。その前提として、これまでの賃料増額請求の交渉、そして承諾申請を止めて、権利の濫用と仮処分命令を受けた。県の手法に誠意があるようには、私は残念ながら感じられないのです。これは、私の勝手な感覚というか、感じなんです。令和5年8月に高裁で敗訴して判決が確定後、令和6年2月から転貸承諾を拒否して、承諾料と賃料の議論をセットで行うようになったと聞き及んでいます。

富士急行に対して、7億3,000万円以上の賃料をいつ提示して、その根拠となった不動産鑑定書は、いつ提示したのか教えてください。

渡邊森林環境部次長 賃料の増額の旨、それから承諾料の支払いを承諾の条件とする旨については、令

和6年1月23日に賃料増額請求の通知書として内容証明郵便で送付したところであり、その後、賃料につきましては、鑑定評価書を、令和6年3月5日に富士急行に提示をしているところでございます。

飯島（修）委員 令和6年1月23日というのは、先ほどから話しています5ページ目の一番上ですよ、通知したという。それで、私が聞いているのは、富士急行に対して7億3,000万円以上の賃料をいつ提示して、その根拠となった不動産鑑定書はいつ提示したのかと伺っているのです。

今、令和6年3月5日とおっしゃいましたけれども、その令和6年3月5日という理解でいいですか。

渡邊森林環境部次長 賃料増額の金額について鑑定書をもって提示をしたのは、委員の今の御発言のとおり令和6年3月5日でございます。

飯島（修）委員 具体的に7億3,000万円以上の賃料をいつ提示し、その根拠となった不動産鑑定書はいつ提示したのかと聞いているのです。それに答えていただきたいのですが。

渡邊森林環境部次長 今お話のありました7億3,000万円の金額につきまして、鑑定書をもって富士急行に提示をいたしましたのが、令和6年3月5日でございます。

大久保委員長 委員長より申し上げます。

審議が停滞しておりますので、議事に対する質疑及び答弁は整理して簡潔に願いたいと思います。

（仮処分判決で否定された非訟手続の主張を説明書に記載する妥当性について）

飯島（修）委員 最後の質問にいきます。

3ページにあるように、県は富士急行には非訟手続という方法もあったと。これは相手方の仮処分命令の申立てを批判しているような感じです。仮処分判決によれば、県が本県賃貸借契約は違法無効と主張して令和3年2月に転貸を承認しないと通知したことに始まって、このときにも仮処分の申立てをされています。その後、令和5年8月に控訴審で全面敗訴し、契約は有効という判決が確定してからも、令和6年2月以降は承認申請を認めず、結果として61件の転貸等を承諾せよとの仮処分命令が出て、それを受けました。

すなわち、これまでの県の対応が富士急行との紛争状態に拍車をかけてきているのであって、こうした経過からも、仮処分命令の申立ての審理判断をすることが適切かつ相当であると、仮処分判決の中で言われているのです。言われているにも関わらず、県の非訟手続云々という主張は、採用できないと明確に判示されています。なぜ、わざわざそのような通用しない主張を説明書の中に入れるのですか。

渡邊森林環境部次長 ただいま委員から、令和5年8月の高裁判決の言及もございましたが、令和5年

8月の高裁判決というのは、富士急行との賃貸者契約が有効であるという判決でございました。ですので、県といたしましては、その後、契約が有効であることを前提としまして、継続賃料としての賃料増額請求を、先ほど申しました令和6年1月23日ですが、また、ごく一般的に認められている承諾料を徴すべきであろうという判断に基づきまして、同じく令和6年1月23日に承諾料をいただきたいという旨を申し立てました。

それに対しまして、富士急行のほうと任意交渉の中で、承諾料支払い義務を認めるのであれば、金額については交渉しましょうと、交渉が継続している限りは承諾をしますということで申し伝えていました。それに関して、富士急行のほうで、実質的な調停が令和7年7月28日に始まるころでしたけれども、その前月の6月13日に仮処分命令の申立てがなされました。

県といたしましては、ごく一般的な商慣習としての承諾料を求めているわけでありまして、それに関して、先日、令和8年1月30日に仮処分決定がございましたけれども、仮処分決定では権利濫用という判断がありました。これに対して、仮処分の通常の手続として認められている保全異議の中で、あくまで富士急行側に承諾料を求めてきたことは、先ほど申し上げました合理的な範囲で相手方と交渉していたということであって、権利の濫用ではないということをしつかり主張していくこととしております。

委員の発言そのものと違っていたら申し訳ありません。委員から「仮処分決定で判断が確定」というようなお話がありましたが、仮処分決定は、そのような決定内容でございましたけれども、それに対して保全異議というものが認められていますので、その中で県が承諾料を求めていた手続というのは、決して権利の濫用ではないということを主張していくという流れになってございます。

飯島（修）委員 蛇足といたしますか、繰り返しですけれど、その3ページの富士急行には、仮処分や損害賠償訴訟だけでなく、非訟手続という裁判所の下での調整方法も用意されていたという書きっぷりが、先ほどおっしゃるように、1月30日の仮処分命令申立決定書の中で、採用できないと明確に判示されているのですよ。だから、そのように明確に書かれているのに、ここに調整方法も用意されていたっていうことを書くのが私は不誠実だと思いますよ。

もう答弁要らないです。終わります。

小澤森林環境部理事 今回の飯島委員の御指摘の点についてですが、判示の中では、「非訟手続もあるが」というような述べ方をされておまして、非訟手続そのものを否定しているものではないというふうに捉えております。

その上で、借地料をめぐるトラブルというのは、これは世間一般の借地関係の中でまある話でございます。これゆえ、借地借家法19条ほかで、裁判所が承諾をしない地主に代わって、借主の申立によりまして、代わりに許可、つまり地主に代わって承諾をするという制度が予定されております。

これゆえ、我々のほうでは、非訟手続というのは、法律でも予定されているという意味で、一般的な手続であるというふうに、そちらのほうに記載させていただいているところでございます。

ただ、非訟手続では、条文にもございますが、当事者間の衡平を図るために財産上の給付を命ずることがあるというふうに規定されておまして、このまま私が個人的に裁判とか非訟手続をやったわけではないのですが、ホームページ等々で調べますと、一般的に裁判所が地主に代わって許可をするときには、何らかの承諾料に相当するような金員の支払いを命ずることがまあるということは、一応、御承知おきいただきたいというふうに思います。

飯島（修）委員 私も細かくお聞きしたので、いろいろ丁寧に答えてくれてありがとうございました。実感として、やはり一般論と現実の富士急行への対応が何か混乱している。やはり富士急行とは、こういうことをやっているということをしつかり聞かないと、この判決に過ちを犯すということをし上げて終わります。

（承諾を保留し始めた時期について）

大久保委員長 委員各位に申し上げます。

執行部から先ほどの答弁について、訂正したい旨、申出がありましたので、この申出を受けることにいたします。

渡邊森林環境部次長 先ほど飯島委員からの御質問の中で、県が保留をしました61件の承諾がいつまでであったかというところで、私のほうから令和8年2月13日と申し上げましたが、正しくは、令和7年8月6日までの承諾申請に係るものでございましたので、訂正させていただきます。申し訳ありません。

（問題解決の見通しについて）

古屋委員 ちょっと時間がかかり来ていますから、先ほどの本会議での質問に続いて、少し解明を図っていきたくと思いますが、まず、認識についてお伺いしたいと思います。

去る令和8年3月12日の山梨日日新聞の保坂真吾論説委員の論説の中に、この種の問題は、泥沼化を懸念する指摘があったが、そのとおりになったというような表現があるのですが、この一連の裁判について、まずは、現状を踏まえて、泥沼化になっているのか、あるいは解決の見通しがあるのか。

というのも、3月11日のこれまた山梨日日新聞の記事でいきますと、富士急行の野田博喜常務によると話し合いがまともに進んでいないと。先ほどもいろいろ知事の答弁などを聞いていると、聞き方によれば向こう側が悪いのだと。だから俺らがこうやっているんだという、お互いにそのようなことをやって、全く和解の方向性が見え立っていないと。

我々もそういった意味では、大変残念に思っていますし、だから裁判をやっていると言えばそれまでなのですが、裁判あるいは代理人を通じてのやり取りだから、十分皆さんも分かっている部分があると思いますけれど、まず基本的なところとして、その辺について、どのように皆さん感じているのか、お聞きしたいと思います。

渡邊森林環境部次長 まず、県が一貫して話し合いによる合意を目指して、誠意を尽くして交渉に臨んで

いるということでございます。

県としましては、承諾料に関しては、今後、交渉していきましようという姿勢を示しております。それに対して、昨年の6月には仮処分の申立て、今回、その申立てに対して保全異議という形で、こちらの主張をさせていただくという中で、それに対しまして損害賠償請求がなされてきたところであります。

それに関しましては、仮処分につきましても、損害賠償請求につきましても、応訴をせざるを得ないということは、先ほど本会議でも知事からも答弁をさせていただいたところであります。

県といたしましては、応訴すべきものはするということがございますけれども、調停につきましても、今後も期日は設定されると。損害賠償請求にかかわらず、お互い話し合う場は設定されるはずであります。

そこで双方、主張はしますけれども、損害賠償請求は損害賠償請求、仮処分に関しては保全異議、それは富士急行側から申し立てられた、訴えられたものですので、そこは対応していきますが、調停においては、相手方の主張も聞きながら、こちらも主張しますけれども、真摯に対応していきたいという考えは、依然、変わらず持っております。

古屋委員

そのところを論議する気はありませんが、相手方の富士急行に対しても、県側も、そこが一番大事なポイントになってきますから、そこをしっかりとやらないと。幾らここをやっても、これでは駄目だということで弁護士を3回も変えているわけですから、全国から見れば山梨県は何やっているんだと。県有地で得た利益を県民に還元するといつても、この間、一銭も還元されていないわけです。一般論からしてみれば、もう直ちにやめてもらいたいと、このような気持ちも多分、県民にはあるのではないかと思います。

（シティニューワ弁護士事務所へ委任する妥当性について）

そこで、今の流れからいくと、応訴しないと10億円を県が払わないとならないわけですから、県費持ち出しということで、先ほど申し上げたとおり悩ましいところがありますが、弁護士費用を足立弁護士に対して2億円も払っているわけですから。もう一度聞きますが、なぜ、足立弁護士では駄目なのですか。足立弁護士は当初我々が聞いたときには、もう本当にこの人に勝る人はいないんだと、こういう話を知事からも承った中で信用したわけでありましたが、調査費6,600万円を支払って、さらに1億4,000万円支払って、2億円も払った上で、今、顧問弁護士でお金を払っているんでしょう。まず、足立弁護士の顧問弁護士料は幾らですか。

渡邊森林環境部次長 足立弁護士の顧問契約に関しましては、森林環境部所管ではございません。総務部の所管で契約をしているところでありますので、所管外のものでございます。

古屋委員

契約料が幾らにしても、やはり、契約して幾らかのお金を足立弁護士に支払っているわけですし、過去の弁護士料から含めて相当の金額を足立弁護士にお支払いしているわけですから、やはり、弁護士料を少しでも少なくするためには一連の関係で一番知っているのは足立弁護士だと思っています。

したがって、先ほど論点になって、私も今回の中で質問しているのは、この案件については足立弁護士にお願いをして、新しい弁護士を選べばお金がかかるわけですから、少しでも弁護士料を安くして、県民の負担を安くしては、という思いがあるわけですが、その辺の見解を先ほども知事が答えたのか答えなかったか定かではありませんので、再度お聞きしたいと思います。

渡邊森林環境部次長 足立弁護士につきましては、令和5年8月の高裁判決を受けまして、その後の任意交渉においては、また別の弁護士、ダブルライセンスを持つ中島弁護士でありますけれども、任意交渉は主にその弁護士を通じて行っておりました。

調停についても中島弁護士を通じて行ってまいりましたが、1月30日に、富士急行側の主張を認める仮処分決定が出たところであります。

それに対して新たに保全異議を申し立てなければならないと、また、今回は損害賠償請求に応訴しなければならないということでありまして、この点に関しては、相手方の法務戦術の中で仮処分、損害賠償請求ということが行われたことから、新たに不動産関係の紛争に関しても経験を有するシティユーワ法律事務所のほうに委任をするということが適当であると判断いたしました。

今後、シティユーワ法律事務所が、仮処分、調停、それから損害賠償請求の応訴もしていきますけれども、シティユーワ法律事務所からは、他の弁護士との共闘といいますか、そういう形で弁護活動をするということは非常に困難であると言われておりますので、足立弁護士につきましては、顧問という立場で今後のことについて御意見を頂くこととしたいと考えております。

小澤森林環境部理事 1点、補足をさせていただきます。

大変恐縮ですが、弁護士報酬の指針、これに基づく旧日弁連基準によりますと、弁護士の着手金、これにつきましては、事件ごと、審級ごとに必要になってくるということでございますので、仮に足立弁護士に頼むとしても、足立弁護士に別途、着手金をお支払いすることが現状の指針の中では決められているということは、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

古屋委員 今回の理事のおっしゃっていることを言うと、お金の関係でいくと、いずれにしろどちらにお支払いしても同じだと。ただし、足立弁護士が今まで対応してきて、明確になったのは、足立弁護士よりも今回のシティユーワのほう不動産に詳しいから、県としては、そちらに委任したほうが、言葉が難しいのですが、そういう判断の中で決めたという理解でよろしいですか。

山田委員 一事不再議なので、この件については、既に65号議案でみんな議決して、シティユーワに決めているから、取りあえずその前の話はしないでいただきたいと思っております。

古屋委員 すると、私と佐野議員が本会議で行った質問は、間違いという理解でよろしいですか。

山田委員 間違いとは言っていません。あくまで65号議案は議決済みということです。

古屋委員 その再確認をしているのですが。

山田委員 委員長、進行の整理をお願いします。

古屋委員 いろいろ御意見をいただいているようでございますが、私は委員長の進行に従ってやっているつもりでありますから、ひとつ御容赦いただきたいと思えます。

一応、そういうことについて理解をしましたが、先ほど、答弁が漏れていたと思うのですが、シテューワのほうが専門的だという理解でよろしいのですか。

小澤森林環境部理事 殊、不動産関係業務という意味では、足立弁護士も、先日までお願いしていた中島弁護士、特に中島弁護士は実務経験、そして不動産鑑定士の資格、ダブルライセンスを持っているということで、殊、不動産に関しましては、いずれの弁護士も素晴らしい見識、知識をお持ちだと考えております。

しかしながら、富士急行とのこれまでの経過の中で、我々のほうで調停について話し合う矢先に富士急行が仮処分という形で申立てをされた、これは先ほど申し上げましたが、通常でございましたら、借地借家法に基づく非訟事件、こういった形でやるというのは我々も想定をしておりました。

非訟事件ですと、先ほど申し上げたとおり、当事者間の衡平性を担保するための財産上の給付、これについても裁判所の判断が下りるものでございます。

しかしながら、富士急行が申し立てられた仮処分、こちらにつきましては、我々県の承諾の義務の有無、これが争点になっておまして、財産上の給付については争点にならないという仕組みで、富士急行は、そういう形で法務戦略を立ててこられました。

こういった形で、富士急行の代理人弁護士事務所は、高度な法廷戦略といえますか、そういったものをお持ちだと我々は考えております。

そういった意味では、今回、シテューワにお願いしたという経緯も、やはりチームで、多角的な視点で、総合的に借地の関係以外の様々な検討を進めなければならないということで、シテューワにお願いをすることにしたということでございます。

古屋委員 今回の理事の説明でおおむね理解しました。以上で終わります。

（応訴判断に至るまでの庁内の意思決定について）

菅野委員 では、先ほどの本会議での質疑を踏まえて、まず何点か確認をしたいと思えます。

今回の件については、前提として訴状が現時点では届いていないということで確認を進めたいと思えます。

先ほど、質疑をしましたが、シテューワと速やかに協議をして応訴する判断に至ったということでしたが、速やかに協議をした結果を踏まえて、庁内では、どこの部署でどのような立場の職員の方がどのような協議を行ってその判断、決定に至ったのか、まずお答えください。

渡邊森林環境部次長 シティユーワ法律事務所と相談をした上で、庁内においては、適時に関係者の協議で応訴を決定したところでございます。

菅野委員 適時関係者ということですが、それは、具体的にお示しはいただけないということでしょうか。

渡邊森林環境部次長 適時に私ども森林環境部と総務部で協議をしまして、応訴することについては決定したところでございます。

（県の経済的利益について）

菅野委員 では次ですが、訴訟の内容についてですけれども、訴状は届いていないということですが、報道の限りでということで、先ほど、損害賠償の内訳については御答弁を頂きましたが、では、何に対して損害賠償が請求されているのですか。お答えください。

渡邊森林環境部次長 訴訟の趣旨につきましては、金額、それから損害賠償請求であるということは承知をいたしておりますけれども、報道によりますと、県の不法行為または債務不履行ということで請求をしていると聞いているところでございます。

菅野委員 では、全て報道によって対応等も含め、検討されたということで理解いたします。もう1点。

県にとっての経済的利益とは何かという質問に対しては、請求額を利益とした、要するに損害賠償請求約10億円ということなので、それを利益として着手金については算定をしたという御答弁だったと思いますが、損害賠償請求額というのは損害にはなったとしても県の利益になるのかということところが合点がいかないというか、今一つ理解できないのですけれども、なぜこの請求額10億円余が県にとっての利益となるのか、そのお考えについてお示してください。

渡邊森林環境部次長 損害賠償請求訴訟におきましては、これに応訴しませんと損害額として請求された金額を県が認めたということで確定的に債務となります。

10億円を支払わなければいけない法的債務となりますので、そこを応訴することによって主張をし、全面的に勝訴すればそれがゼロになると。10億円という損害を支払うことを免れたということで、そこが経済的利益ということで捉えております。

菅野委員 先ほど申し上げたとおり、損害賠償ということなので、それが損害になるということは私も理解をいたします。ただ、やはりそれがなぜ県にとっての利益になるかっていうところはちょっと理解ができません。

旧日弁連の報酬基準によると、考え方として、着手金を算定する場合、経済的利益とも不明な場合、算定不能な場合の算定基準としては800万円とするということが書かれていますので、今回の場合、800万円とするのもよかったのではないかと思うの

ですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

渡邊森林環境部次長 経済的利益が不明な場合について、それを800万円として計算するということはそのとおりでございますが、今回の県にとっての経済的利益というのは、先ほど答弁させていただきましたとおり、10億円を免れるということが経済的利益であると、損害賠償請求においては、そこが経済的利益であるということで捉えております。

（承諾保留による影響及び責任認識について）

菅野委員

では、次に移ります。

先ほど、飯島委員の質問の中で、県が承諾を保留し始めた期間について御答弁いただきました。

令和6年2月から令和7年8月6日の申請分まで保留をしていましたという答弁だったと思いますが、では1月の仮処分命令後に保留を続けていたということはなかったということでしょうか。

渡邊森林環境部次長 1月30日の仮処分決定後、承諾申請があったものが3件ございました。

今回、10億円の損害賠償請求とともに、富士急行は、その3件の仮処分命令を申し立てているところでございます。

菅野委員

では、県が承諾を保留することで、富士急行や、あるいは別荘の所有者、そしてまた新規の契約希望者などにどのような影響が出るのか、県は把握しているのでしょうか。

渡邊森林環境部次長 県の承諾保留によって転貸ですとか、転借地権の譲渡、それから建物の増改築に着手できません。これは民法上の規定によってもそうですし、転貸等については、基本的に契約書上、禁止されています。

そして、契約書上、県の承諾があった場合にのみ禁止が解除されることになっております。

ですので、承諾の保留によって、建物が建てられないですとか、転貸ができないと承知をしておりますが、それはあくまで契約書に基づいて、県が地主側の権利として行っているものであります。1点申し上げますと、仮処分決定以降の承諾申請につきましても、あくまで条件としましては、承諾料支払い義務を認めていただければ承諾しますということで、仮処分決定前と同じ条件を提示しているということに変わりありません。

菅野委員

報道によって承知をしたことですが、県が承諾を保留したことで別荘の工事がストップしたり、あるいは工事期間が伸びたことで費用が増加したり、契約がキャンセルになるといった実害があったとされています。

これらに対して、県は謝罪する考えはなかったということでしょうか。

渡邊森林環境部次長 先ほど申し上げましたとおり、基本的には契約書上、承諾がなければ、転貸をした場合は契約解除事由になります。地主と賃借人の関係というのはそのようになってお

ります。

そこでの損害ということですが、今後、損害賠償請求訴訟の中で主張していくことでありますので、詳しくは控えさせていただきたいと思うのですが、承諾が得られるだろうということで着手をしたとか、そういったことであるとすれば、承諾をするかどうかは、県の判断に係ってくるものでありますので、それを前提として工事を進めていた、転貸を進めていた、それによつての損害と言えるかどうかは、県が承諾を保留したことと、損害が生じたということの因果関係があるのかということであつて、そこについては、直ちに原因・結果の関係があるというふうには考えられないと思つております。

菅野委員

これまで県と富士急行の間では、契約書に基づいて賃貸借が行われてきたと私も承知をしています。

その上でお聞きしますが、賃料の値上げや承諾料の有無など、契約更新に関わるもので折り合いがつかない場合、合意が得られるまでの間については、元の契約内容が尊重されるのではないかと思います。先日の甲府地裁の仮処分命令も、そうした立場からの指摘だったと考えるのですが、県の認識はいかがでしょうか。

渡邊森林環境部次長 先日の仮処分決定につきましては、合意が得られるまでというような形での決定がなされているとは認識しておりません。

従来どおりの形で、富士急行側が県に承諾の申請をした以上、従来どおりに承諾を受けられる権利があるという論旨だったと捉えております。

その点につきましては、裁判所が判断したことについて、仮処分に対する決定でございますので、合意ではありませんが、そこは県としても最大限考慮いたしまして、承諾料支払い義務のみ認めるのであればということで、丁寧に相手方と交渉を進めていたという経緯などを、保全異議でもしっかりと主張してまいりたいと考えております。

あくまで合意が得られるまでというような判断は裁判所からなされていないと考えております。

（セカンドオピニオンを求めた弁護士について）

菅野委員

今回の損害賠償請求については、仮処分の保全異議申立が一つの要因になったのではないかと私たちは考えているわけですが、仮処分決定を受けた後に、県がセカンドオピニオンを求めた際、県の対応としては反論の余地があるよと言った弁護士事務所の責任も大きいと思うわけですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

小澤森林環境部理事 もし間違っていたら御指摘ください。

菅野委員のただいまの御質問は、保全異議を我々が申し立てたことが今回の損害賠償請求の原因になったということによろしいでしょうか。

保全異議は、知事も答弁したとおり、仮処分手続の中で異議がある場合、法律上認められたものです。

損害賠償というのは、これはすみません、富士急行の考え方を私は分からないですが、

保全異議をしたから、しないからに関わらず、令和6年2月以降、損害は発生していたわけでございます。それをいつ、こういった形で請求するかどうかというのは、我々の保全異議の申出に関わらず、いつでも富士急行はできる状態にあったということで、必ずしも保全異議がこのきっかけになったというふうには考えてございません。

菅野委員

では、セカンドオピニオンを求めた弁護士についてお伺いします。

先日の常任委員会の質疑の中で、セカンドオピニオンを求めた弁護士の中には、シティユーワの方がいたということは御答弁いただきましたけれども、では、幾つそういったセカンドオピニオンを求めたかということについては、その数さえもお答えを頂けなかったわけですが、そのセカンドオピニオンを求めた弁護士の中に、損害賠償請求に発展するかもしれないから命令に従ったほうがいいじゃないとか、仮処分命令は妥当ではないかというふうなことをおっしゃる方はいなかったのでしょうか。

渡邊森林環境部次長 意見を求めた弁護士等の中に、仮処分命令に対して保全異議を申し立てないほうがいいとか、そういった御意見はございませんでした。

シティユーワからは、県の行ってきた交渉内容には一定の合理性があるといった意見をもらいましたけれども、そこまではないにせよ、県が保全異議を申し立てる意義はあるといった意見を頂いたところでございます。

菅野委員

では、何人か、幾つの弁護士事務所か分かりませんが、全員の方がほぼ保全異議申立てたほうがいいのではないかと、意味があるのではないかとというお考えであったということで理解をいたします。

この間の経過からすると、セカンドオピニオンを求めたところの数は言えないけれども、シティユーワの弁護士には聞いたとお答えになりました。そういったことから考えると、結局のところ今回依頼する弁護士事務所については、反論の余地があるといったシティユーワ弁護士事務所一択だったということでしょうか。

渡邊森林環境部次長 これまでの県の行為については一定の合理性があるということと、これまでの事実関係の整理が、裁判所の決定ですと、まだ十分になされていないところがあるのではないかとということで、保全異議を申し立てて反論する余地は十分あるとの意見でありましたので、一番そこに関して合理的な、説得力のある意見を頂きましたシティユーワにお願いすることといたしました。

また、シティユーワ法律事務所には、様々な専門性を持つ弁護士がいること等もありまして、今後チームで対応していくということで、積極的な御意見を頂いたということと、そういう体制があるということで、シティユーワ法律事務所に保全異議、調停を委任することとしたところでございます。

（富士急行の損害について）

大久保委員長

委員各位に申し上げます。

執行部から先ほどの答弁について、訂正したい旨、申出がありましたので、この申出

を受けることにいたします。

小澤森林環境部理事 先ほど菅野委員の質問に対する答弁で、富士急行のほうが損害が発生しているということでお答えしたところですが、我々訴状も精査しておりませんので、今の段階では、富士急行が主張しているという前提に立って、令和6年2月以降、損害が発生したというふうに富士急行は主張されているということで、私、損害が現実が発生しているというような答弁をさせていただきましたが、富士急行は、そういうふうに主張されているというふうに訂正をさせていただきたいと思います。

（訴訟回避の可能性について）

菅野委員

では、最後に伺います。

損害賠償請求を提訴される前に、調停の中で富士急行側から、例えば、このままでは損害賠償請求もあり得るのではないかというようなお話はあったのでしょうか。

もしあったとすれば、その段階で訴訟にならない努力をするべきだったと思うのですが、いかがでしょうか。

渡邊森林環境部次長 富士急行側が損害賠償請求の訴えを提起するといったことについては、これまでも調停、あと保全異議の申立てに対して進めているとき、それから、先日の1月30日の仮処分決定があったときに損害賠償請求に言及されたことはございます。

小澤森林環境部理事 補足をさせてください。

調停の主張書面、そして仮処分手続の中の主張書面等々におきまして、富士急行のほうから損害賠償をする予定であるとか、せざるを得ないというような文言で言及がございました。

しかしながら、我々のほうとしましては、先ほど来、御説明しているように、一方的に払わなければ承諾しませんというような態度ではございません。

承諾料の支払いをする義務、これは我々とすれば、一般的な商慣行であり、県有地においても通常の商慣行に合わせた形で改善をする、正常化するという趣旨で求めていたところがございますので、これさえ認めていただければ、金額については話合いが十分できる余地があるということで、富士急行にテーブルに乗っていただきたいと、その思いはずっと伝えていたつもりです。

それについて、富士急行は、異論はあるかもしれないですが、かたくなな態度がずっと続いていたというような状況の中で、当時を振り返りますと、富士急行に訴訟にならないように努力すればよかったかというのは、大変申し訳ないですが、我々として当時、取りようがなかった。我々としては、引くべきところと言いつい過ぎかもしれないですが、富士急行にテーブルに乗っていただけるように、我々として最大限譲るべきところを譲りながら、話合いのテーブルにつくように促してきたというふうに自負しておるところでございます。

菅野委員

今とても重要な答弁だったと思います。

これまで、今回に至るまで、何度も訴訟を回避できる可能性があったという答弁だったと私は理解をしました。

今議論している、そして先日議論をしていた、この弁護士費用は、議論するまでもなく、もちろん支出する必要もなかったという可能性があったというわけですね。

もう信じ難いのですが、今、そういった事実が何度かあったということですので、具体的にどの段階でそういった発言があったのか、明らかにしていただきたいと思えます。そういったことがなければ、しっかりした精査はできないと私は考えます。

小澤森林環境部理事 すみません、正確な日付までは現状手元にございませんが、判決も間もない時期における相対での任意交渉の際、先ほど申し上げた仮処分命令手続中の書面のやり取り、また1月30日の記者会見においても富士急行のほうから訴訟についての言及があったというふうに承知をしております。

繰り返し申し上げますが、我々としては、富士急行のほうに話し合いをしていただければ、その間は承諾をします。富士急行の事業に影響のないような形で話し合いを進めたいという思いで、我々のほうとして富士急行に投げかけをしているところでございましたので、我々としては、訴訟にならないように努力をしてきたということでございます。

菅野委員 少なくとも今御答弁いただいた3回は、そういった訴訟に発展するような可能性が示唆され、逆に言うとその3回は、訴訟を回避できる可能性もあったのではないかというふうに私は思いますが、その時点で県はどのような対応をしたのか、それも御答弁を頂きたいと思えます。

小澤森林環境部理事 繰り返しの答弁になって恐縮でございます。

我々としては話し合いを進めたいと、この1点でございました。

先ほども申し上げたとおり、先方の弁護士事務所は、様々な角度から、通常の土地取引とか賃貸借契約以外の部分で戦略を練って対応してきております。

それについて我々のほうでは誠心誠意、話し合いのテーブルに乗っていただくと、この1点で努力してきたというところでございまして、富士急行のほうは様々な法廷戦略の中でそういった言及をされるというようなこともあったかもしれませんが、我々としては、知事も申し上げているとおり、一貫して話し合いによる解決、こういったものを望んでいたというところでございます。

菅野委員 話し合いを進めたいという思いということは、先ほど来、何度もおっしゃっていますけれども、私も繰り返しになりますが、訴訟に至らないというか、訴訟ではない別の方法というか、そういった判断もできたという可能性が何度かあったということは本当に重大だと思います。県の対応としていかがだったかというふうに思えます。このままでは、こうした内容では一切認められません。

小澤森林環境部理事 これも繰り返しになります。大変恐縮です。

我々のほうの選択肢というのは、実は、話し合いを誠心誠意に求める以外にはございま

せんでした。

富士急行については、先ほど申し上げました法律で予定されている非訟手続というもので、速やかに我々地主に代わる承諾を求めて事業を続けられるという選択肢があったということだけは申し添えさせていただきたいと思います。

討論

菅野委員

今、直前に申し上げたことが全てにはなりませんが、今回の損害賠償請求の内容を正確に確認せず、要は訴状が届いていない段階で応訴する判断に至ったことがまず問題だと思います。

それから、応訴の代理人弁護士への着手金1,740万円の根拠となる県にとっての経済的利益の額についても、正確に確認をしない段階で着手金額を算出していたことになり、予算を決める手続としては看過できません。

あわせて、仮処分の保全異議申立てが損害賠償請求の一つの要因になったとすれば、県がセカンドオピニオンを求め、また、保全異議申立てを進めた弁護士の責任も重大だと思います。

3月3日の土木森林環境常任委員会での質疑において、セカンドオピニオンを求めた弁護士は、県が保全異議申立ての代理人としたシティユーク法律事務所に所属をしているということが明らかにされました。応訴の代理人もシティユークということです。そして、シティユークの協力を得て経緯と正当性を問うと、知事は先ほど本会議の質疑で答弁をされたわけですが、そうであれば、なおさら仮処分の保全異議申立ての着手金の中で応訴にも対応するべきではないかと思います。新たに着手金を支出する必要はありません。

以上のことから、反対をします。

山田委員

私は、第66号議案、令和7年度一般会計補正予算について、賛成の立場から討論を行います。

先ほどの知事の答弁にもありましたように、これは富士急行側から損害賠償の請求を受けたということで、不作為のままいると10億200万円の損害が新たに発生するということですから、先ほど来からあるように、応訴せざるを得ないような状況に我々は今あるのではないかと思いますので、しっかり応訴する中で、そして知事の答弁の中にもありましたように、この機会に新たに取引のルールも含めて確立をしていきたいという、そういう思いも含めた中で、この原案に賛成をしたいと思います。

採決

採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄